

越谷市建設工事請負等競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 越谷市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る調査、設計及び測量その他の業務委託に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、同施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、越谷市契約規則（昭和59年規則第39号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及び越谷市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）並びにこの心得を遵守しなければならない。

(指名の取消等)

第3条 指名競争入札への参加の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 成年被後見人又は被補佐人であることの審判を受けたとき。
- (2) 被補助人で契約締結に関して同意権付与の審判を受けたとき又は未成年者で営業の許可を取り消されたとき。
- (3) 破産の宣告を受けたとき。
- (4) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (5) 営業停止命令を受けたとき。
- (6) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (7) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。

3 指名競争入札への参加の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者となり、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 越谷市内で工事事故を起こしたとき。

- 5 指名競争入札への参加の指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱別表第1又は別表第2の各号のいずれかに該当し指名停止措置を受けた場合、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に基づき指名除外の措置を受けた場合及び越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱第7条に基づき入札参加制限の措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

(一般競争入札の参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、越谷市建設工事等一般競争入札実施要綱に基づき、次の各号に定めるものとする。

- (1) 政令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 越谷市建設工事等入札参加資格者名簿に、入札対象建設工事等に対応する業種で掲載されている者であること。
- (3) 一般競争入札の参加資格確認申請の締切日（以下「参加申請締切日」という。）から落札決定の日までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申請締切日から落札決定の日までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申請締切日から落札決定の日までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (6) 国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に入札に参加させることが適当と認める者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け、参加申請締切日において入札参加資格を有する者であること。
- (8) 越谷市建設工事入札参加資格に関する規則第9条第1項及び第2項の規定により、入札参加資格を抹消することとされた者ではないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない者であること。ただし、基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合についてはこの限りではない。なお、この関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、第8条第3項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(ア) 会社法第2条第4号の規定による親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっ

も①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 越谷市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社等の契約締結権者が、他方の会社等の契約締結権者を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

(ア) 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人

(イ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(設計図書等の取り扱い)

第5条 入札参加者は、入札を行うために必要とする以外は、貸与又は配布された図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）その他の図書を第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(入札)

第6条 入札参加者は、越谷市建設工事請負契約約款（修繕の場合は、修繕請負契約約款、業務委託の場合は、業務委託契約約款、土木設計業務等委託契約約款又は建築設計業務委託契約約款）、設計図書及び政令第167条の6第1項の規定による公告（以下「入札公告」という。）又は指名通知の記載事項並びに現場を熟知し、また、暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承認のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札は、入札公告又は指名通知等（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法に従い、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムにあっては、開札時において入札書が不着の場合は無効として扱う。また、書面により入札書を提出する入札（以下「紙入札」という。）にあっては、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。

3 電子入札システムにより行われる入札において、やむを得ず書面による入札書の提出を希望する場合は、運用基準に基づき、事前に紙入札方式参加申請書を提出し、承認を得なければならない。

4 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行わなければならない。ただし、入札公告等において、単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

5 紙入札を行う場合、入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。

6 指名競争入札にあっては、入札書を提出した者の数が2人に満たないときは、入札を中止するものとする。

7 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）及び総合評価方式に係る技術資料等の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、電子入札の場合でやむを得ない事由が生じたときは、運用基準に基づき、開札前まで辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、運用基準に基づき、辞退を申し出るものとする。ただし、紙入札にあっては、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別に定めたもの）を直接持参して行うものとする。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第8条 入札参加者は、独占禁止法、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換をしてはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続きに際し、越谷市の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続きを妨害するようなことを行ってはならない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が第2条又は第8条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。

3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第11条 開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札の場合は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札保証金を要する入札において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(4) 郵便、電報、電話又はファクシミリを使用して入札書を提出した者がした入札

(5) 第6条第7項に基づく提出書類が不備である者がした入札

(6) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(7) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合等において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札

(8) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札

(9) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札

ア 入札者の押印のないもの

イ 入札金額を訂正したもの

ウ 記載事項（入札金額を除く。）を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

- エ 押印された印影が明らかでないもの
- オ 記載すべき事項の記入がないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(10) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第13条 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち、最低の価格の入札をした者）とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 総合評価方式を適用した場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、一般競争入札の事後審査方式による入札の場合は、評価値等の高い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

3 落札者の決定がなされたときは、電子入札システムで通知する。ただし、紙入札による場合は、その場で当該入札者にその旨を発表する。

(くじによる落札者の決定)

第14条 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。

2 総合評価方式を適用した場合で、評価値等が最も高い者が2者以上あるときは、埼玉県総合評価方式実施マニュアルを準用し、くじにより落札者を決定する。

3 紙入札の場合は、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することとはできない。

4 前項のくじ引きに当たり、当該入札者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第15条 運用基準に基づき、再度の入札を行うことができる。

(契約書等の提出)

第16条 落札者は、第13条の落札決定の日から7日以内（越谷市の休日を定める条例（平成4年条例第14号）に規定する市の休日を除く。）に、契約書（案）（以下「契約書」という。）に記名押印のうえ、越谷市建設工事請負契約約款（修繕の場合は、修繕請負契約約款、業務委託の場合は、業務委託契約約款、土木設計業務等委託契約約款又は建築設計業務委託契約約款）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。この場合、市長は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

- (2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。
- (3) 落札者が越谷市から指名停止措置を受けたとき。
- (4) 落札者が越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に基づく指名除外の措置を受けたとき。
- (5) 落札者が越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱第7条に基づく入札参加制限の措置を受けたとき。
- (6) その他、入札が公正、公平に行われていなかったと市長が認めたとき。

(契約の確定)

第17条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(保証人)

第18条 建設工事に係る調査、設計及び測量、並びにその他の業務委託の契約の締結において、落札者は、必要がある場合は、自己に代えて自ら契約を履行することを保証する他の者を保証人として立てなければならない。

(市議会の議決を要する契約)

第19条 建設工事の請負契約であって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を得た後に本契約を締結する。この場合においては、議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書を取りかわすものとする。

(異議の申立)

第20条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第21条 提出された内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供を行う。

- 2 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満のときはこの限りではない。

附 則

- 1 この心得は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 建設工事請負等指名競争入札参加者心得は、廃止する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、平成21年4月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成21年9月8日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成21年9月8日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成22年4月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお

従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成25年4月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成30年9月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年9月25日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年10月1日までに公告をし又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

また、暴力団関係該当の有無を照会するため、役員等情報を所轄警察署に提供することについて同意します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している